

千葉県告示 第449号

千葉県自転車等の放置防止に関する条例（昭和58年千葉県条例第9号）第15条の規定により、保管期間を経過し、引取りのない自転車等を次のとおり処分するので告示します。

令和元年5月22日

千葉市長

熊谷俊人

1 移動・保管した日および処分にかかる自転車等
別紙のとおり

2 処分台数

51 台

(内訳)

処分告示文書用集計表

撤	去	日	自転車	原付	合計
平成31年3月13日	移動・保管分		9	0	9
平成31年3月14日	移動・保管分		10	0	10
平成31年3月15日	移動・保管分		12	0	12
平成31年3月16日	移動・保管分		18	0	18
平成31年4月17日	移動・保管分		1	0	1
平成31年4月20日	移動・保管分		1	0	1
合計			51	0	51